

しあわせの村東京パラリンピック支援助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下「協会」という。)が、しあわせの村の理念に基づき、しあわせの村を練習会場として利用し東京2020パラリンピック競技大会出場を目指す選手への支援を通じて障がい者スポーツを振興するにあたり、団体又は個人に対し必要な支援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象は、東京2020パラリンピック競技大会出場を目的として、しあわせの村を利用する競技団体及び関係団体並びに競技団体が承認する選手及び帯同する指導者、支援者とする。

(助成の内容)

第3条 助成の内容は次の各号に掲げるもののうち、協会が必要と認めるものとする。ただし、次の各号に該当する経費について他の機関から助成を受けていないものとする。

- (1) 練習に要するしあわせの村施設使用料
- (2) 神戸市内におけるしあわせの村までの移動または送迎にかかる経費
- (3) 神戸市のホスタウン事業の受入れにかかる海外選手及び帯同する指導者、支援者のしあわせの村宿泊施設宿泊料

(助成の限度額)

第4条 助成の限度額は、一団体につき年間20万円、一個人につき年間5万円とし、予算の範囲内において決定する。

(助成の方法)

第5条 助成の方法は、原則として協会による直接執行によるものとする。これに依り難い場合に限り助成金を交付する。

(助成の申請)

第6条 前条による助成を受けようとする者は、助成申請書(様式第1号)を協会に提出しなければならない。

(助成の決定及び通知)

第7条 協会は、前条の申請を受けたときは、別に定める審査要領により申請に係る書類の審査を行い、当該申請について助成すべきものと認めるときは、すみやかに助成の決定を行い、助成決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、協会は、申請者又は申請団体の代表者もしくは構成員が、暴力団、暴力団に関与する集団又は個人であるときは助成を決定しない。

(事業報告)

第9条 第7条により助成を受ける者は、助成事業が完了したときは、事業報告書(様式第3号)を提出しなければならない。なお、第5条の助成金の交付を受ける者は、その際に対象経費の支払い等を証明する書類を提出しなければならない。

(助成金の確定)

第10条 協会は、第5条の助成金の交付を受ける者から前条による報告を受けた場合に、第7条による決定の範囲において交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額通知書(様式第4号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条による通知を受けた者は、助成金請求書(様式第5号)により助成金の請求を行うものとする。

2 協会は、前項の請求を受けたときは、すみやかに助成金を交付するものとする。

(助成決定の取り消し及び返還)

第12条 助成を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、協会は助成の決定を取り消し、既に直接執行した経費もしくは交付した助成金の全額の返還を求めることができる。

- (1) 事前の承諾なく助成決定にかかる実施内容を変更したとき
- (2) 助成決定に付した条件に違反したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載又は不正な手段により助成の決定を受けたとき
- (4) 助成決定事業を実施しないとき

(助成の決定)

第13条 この要綱に定める助成の決定については、専務理事が行う。

附則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

しあわせの村東京パラリンピック支援助成 助成申請書

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 矢田 立郎 様

団体名
代表者氏名 印

しあわせの村東京パラリンピック支援助成要綱（以下「要綱」という。）第2条による助成の対象者であることを確認のうえ、下記のとおり申請いたします。

記

1. 事業名
2. 期間
3. 参加選手等氏名 別紙名簿のとおり
4. 内容（要綱第3条）
 - （1）第1号関係
 - （2）第2号関係
 - （3）第3号関係

しあわせの村東京パラリンピック支援助成 助成決定書

様

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 矢田 立郎

平成 年 月 日付で申請のありました件について、下記のとおり助成を決定します。

記

1. 助成内容

2. その他

- （1） 事業終了後、事業報告書を提出してください。
- （2） 助成金の交付を受ける場合は、上記（1）に対象経費の支払い等を証明する書類を添付してください。

しあわせの村東京パラリンピック支援助成 事業報告書

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 矢田 立郎 様

団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付で助成決定のありました件について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 事業報告
2. その他関係書類
※助成金の交付を受ける場合は、対象経費の支払い等を証明する書類を添付

しあわせの村東京パラリンピック支援助成 助成金交付額通知書

様

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 矢田 立郎

平成 年 月 日付で助成決定しました件について、下記のとおり助成金交付額を確定し通知します。

記

1. 助成金交付額 _____ 円
2. その他
すみやかに助成金請求書（様式第5号）を提出してください。

しあわせの村東京パラリンピック支援助成 助成金請求書

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 矢田 立郎 様

団体名
代表者氏名 印

しあわせの村東京パラリンピック支援助成要綱第11条により、下記のとおり請求いたします。

記

(5) 請求金額 _____ 円

(6) 請求内容 (事業名) _____ に対する助成金

(7) 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義 (カナ)	